日常生活圏域における整備のあり方について

これまで、本市では地域バランス等を考慮し、地域密着型サービス事業所については、原則として、日常生活圏域ごとに 1 事業所ずつ整備を進めてきましたが、認知症高齢者等への支援体制強化を図るため、以下のサービスについて当該条件を変更し、整備を促進します。

1 小規模多機能型居宅介護事業及び看護小規模多機能型居宅介護事業の整備 について

平成30年の介護報酬改定にてサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準が創設されることを踏まえ、平成30年度から、既存事業所がある圏域におけるサテライト型事業所の整備を可能とします。

【サテライト事業所の要件】(基準省令及び解釈通知)

- ・本体事業所とサテライト型事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離であること。
- ・申請する法人について、介護保険事業等に3年以上の経験を有すること。
- ・本体事業所が事業開始後1年以上の実績を有するか、または、本体事業所の登録者数が、当該本体事業所において定められた登録定員の7割を超えたことがあること。

【変更後の日常生活圏域への整備について】

- ・原則、本体事業所と同一日常生活圏域内でのサテライト型事業所の設置とする。
- ・1の本体事業所に係るサテライト型事業所の数は最大2事業所までとする。

事業所形態	現行	変更後
本体事業所	日常生活圏域内に1事業所	日常生活圏域内に1事業所
サテライト型事業所		既存本体事業所と同一圏域
		内に2事業所まで整備可能

2 共用型指定認知症対応型通所介護の指定について

これまで、本市では共用型指定認知症対応型通所介護事業所についても「単独型」「併設型」と同様、日常生活圏域ごとに1事業所ずつとして整備を進めてきました。

今般、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の普及促進のため、国において利用定員の見直しが行われたことに合わせ、また、本市内の地域密着型施設への入居希望者のニーズ等を踏まえ、平成30年度から、定員数の見直し、及び、「共用型」についての日常生活圏域内での複数整備を可能とします。

【共用型指定認知症対応通所介護事業所の要件】(基準省令及び解釈通知)

・指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂、地域密着型介護老人 福祉施設もしくは地域密着型特定施設の食堂又は共同生活室において、それ らの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う。

- ・ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の場合「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」、認知症対応型共同生活介護の場合「共同生活住居ごとに3人以下」、地域密着型特定施設の場合「施設ごとに3人以下」を利用定員とする。
- ・共用型認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有する者でなければならない。

【変更後の日常生活圏域内での指定について】

事業所形態	現行	変更後
単独型	日常生活圏域内に1事業所	 日常生活圏域内に1事業所
併設型		日市生価圏域内に1争未別
共用型		同一圏域内に複数事業所を 整備可能